# 答中書

伊予市環境審議会

伊予市長 武 智 邦 典 様

伊予市環境審議会 会長 中 安 章

市設置型における浄化槽管理の見直しについて(答申)

平成30年12月19日、当審議会に対し諮問のあった標記の件について、委員の公平性及び中立性の立場に立って、事業の異なる合併浄化槽の管理状況を比較し、今後の人口減少に伴う使用料の分析、検討を行い、本市の財政状況等を考慮しながら意見を交換し、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

#### 1 答申内容

合併処理浄化槽の整備に関する事業は、平成28年度まで浄化槽設置整備事業(個人設置型)及び市町村整備推進事業(市町村設置型)により行われていたが、合併後10年を経過し、今なお合併前の旧市町で事業が異なることは公平性の観点から改善する必要があると考えられ、環境審議会にて事業を統一することが望ましいと判断し、平成29年度より浄化槽設置整備事業(個人設置型)に一本化し、普及促進に努めている。\*)

平成10年から平成28年までに整備を行った市設置型は市が使用料を徴収し、施設の維持管理を行っているが、管理費用において個人負担に差が生じており公平性の観点から改善する必要が生じている。近年の少子高齢化の影響により、市設置型で整備してきた地域は人口減少に伴い使用料収入が減少し、また、空き家の発生により個人用地に市所有物が残置する等の問題が生じている。

今後このような状況は更に深刻化し、市政運営においては、浄化槽の維持管理が困難となることが予測される。今後一層の行政の効率化が求められているが、大幅な使用料の改定をした場合、個人設置型の維持管理費を上回る使用料となることから市設置型浄化槽の管理者を見直す必要があると考えられる。

これらのことについて多くの意見が出され、審議の結果、設置後 10 年を経過した市設置型浄化槽を個人へ無償譲渡し、浄化槽管理を個人設置型として統一することが適当であるとの結論に達した。

#### 2 付帯意見

市設置型浄化槽を個人譲渡するにあたって、地域別の全体説明会及び個別相談会等を実施し、関係者への周知及び理解を得る必要がある。

浄化槽設置整備事業における補助制度については、合併処理浄化槽整備を推進するために、補助制度の見直しを検討するとともに、未整備地域の普及促進方法の検討も必要と考えられることから、個人譲渡に合わせて取り組むよう望むところである。

\*) 平成 27 年 10 月 13 日 環境審議会 答申 平成 28 年 2 月 12 日 生活排水処理基本計画の一部改定

### 浄化槽管理統一基本方針

本市の浄化槽設置事業については、平成29年度から個人設置型に事業統一している。市設置型浄化槽の維持管理においては人口減少や高齢化、空家等における維持管理の問題が発生している。これら社会情勢の著しい変化に対応するため、財政状況を踏まえた見直しを行う時期に来ている。

そこで、市設置型で管理している浄化槽の問題点を抽出し、料金改定を実施した場合の市設置型と個人設置型の料金を比較した結果、市設置型の方が個人への負担が増加するため、浄化槽管理を個人設置型に統一し、設置後10年を経過した浄化槽を個人へ譲渡する。

平成29年度 整備事業を個人設置型に統一



市設置型で管理している浄化槽の問題点



料金改定後の市設置型と個人設置型の料金を比較検証



市設置型の方が個人への負担が増加



浄化槽管理を個人設置型に統一



設置後 10 年を経過した浄化槽を個人へ譲渡

※10 年経過した浄化槽とは

環境省の補助金交付を受けて取得した財産は、10年経過しないと補助目的を達成したとみなされず処分できない。

## 審議経過及び審議内容

日 程	審議内容(概要)
第1回 平成30年12月19日(水) 9:00~11:00 伊予市役所 2階会議室1	・伊予市浄化槽事業の現状について ・浄化槽個人設置型と市設置型の管理比較について ・浄化槽管理の見直しについて
第2回 平成31年3月15日(金) 14:00~15:00 伊予市役所 5階会議室3	・前回審議会の質疑に対する回答 (1)市設置型を料金改定した場合のシミュレーション ・浄化槽管理統一基本方針 ・今後のスケジュールについて ・答申の内容について